

庁名 高知地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手合計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	10		20	5		15	7400円	7000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2700円分を追加 (内訳) 500円×4、100円×5、50円×2、10円×10 ※現金・電子納付する場合は、当事者が1名増すごとに予納金3000円追加 ※代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計算します。 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、高知地裁会計課まで持参、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	反訴提起	3		5	2		10	2200円	2000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	
民事調停	民事調停		5				10	650円		申立人が1名増すごとに郵便切手110円を追加 相手方が1名増すごとに郵便切手320円分を追加 (内訳) 110円2枚、10円10枚 ※申立書や提出書類の枚数により、郵便切手を追加していただくことがあります。
民事執行	担保不動産競売申立て							0円	【先行事件がない場合】 不動産4筆(棟)まで 60万円 2筆(棟)増えるごとに 5万円加算 【二重開始事件】 20万円	・郵便料は予納金から支出します。 ・郵送申立ての場合は、110円切手を添付した返送用封筒が必要です。 ・予納金の計算は、附属建物も棟数に数えてください。
	強制競売申立て							0円	【先行事件がない場合】 不動産4筆(棟)まで 60万円 2筆(棟)増えるごとに 5万円加算 【二重開始事件】 20万円	・郵便料は予納金から支出します。 ・郵送申立ての場合は、110円切手を添付した返送用封筒が必要です。 ・予納金の計算は、附属建物も棟数に数えてください。
	担保不動産収益執行申立て							0円	収益物件1棟につき 100万円	・郵便料は予納金から支出します。 ・郵送申立ての場合は、110円切手を添付した返送用封筒が必要です。
	形式的競売申立て							0円	不動産4筆(棟)まで 60万円 2筆(棟)増えるごとに 5万円加算	・郵便料は予納金から支出します。 ・郵送申立ての場合は、110円切手を添付した返送用封筒が必要です。 ・予納金の計算は、附属建物も棟数に数えてください。
	自動車競売申立て							0円	自動車1台につき 10万円	・郵便料は予納金から支出します。 ・郵送申立ての場合は、110円切手を添付した返送用封筒が必要です。
	債務名義に基づく債権差押え							備考欄のとおり		・当事者数等によって郵便切手が異なります。別紙をご確認ください。
	養育費等に基づく債権差押え							備考欄のとおり		・当事者数等によって郵便切手が異なります。別紙をご確認ください。
	抵当権に基づく物上代位としての賃料差押え							備考欄のとおり		・当事者数等によって郵便切手が異なります。別紙をご確認ください。
	財産開示 【本庁】							0円	6450円	・郵便料は予納金から支出します。 ・郵送申立ての場合は、110円切手を添付した返送用封筒が必要です。 ・郵便切手での納付を希望される場合は、下欄財産開示【支部】に記載の額となります。
	財産開示 【支部】	8	15		10	10	10	6450円		
	情報取得(預貯金) 【本庁】							0円	第三者1名の場合 5000円 第三者1名増えるごとに 4000円加算	・郵便料は予納金から支出します。 ・郵送申立ての場合は、110円切手を添付した返送用封筒が必要です。
	情報取得(預貯金) 【支部】	3	3		7	10		2380円	第三者1名につき 2000円	・第三者が1名増すごとに、500円×2枚、110円×1枚、50円×4枚、20円×6枚の郵便切手を追加してください。
	情報取得(給与等) 【本庁】							0円	6000円	・郵便料は予納金から支出します。 ・郵送申立ての場合は、110円切手を添付した返送用封筒が必要です。
	情報取得(給与等) 【支部】	8	10		10	10		5800円		・第三者が1名増すごとに、500円×2枚、50円×3枚、20円×5枚の郵便切手を追加してください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳						郵便切手合計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円			
保全	債権仮差押（陳述催告あり）	5	5		2	3		3210円		・第三債務者が1名増すごとに、1290円分（特別送達料）、590円分（陳述書返送料）の郵便切手を追加してください。 ・債務者が1名増すごとに、1220円分の郵便切手を追加してください。 ※目録の枚数等によっては、郵便切手を追加していただくことがあります。
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）	4	3		2	4		2510円		・債務者が1名増すごとに、1220円分の郵便切手を追加してください。 ・登記所が1か所増すごとに、590円分×2組の郵便切手を追加してください。 ※目録の枚数等によっては、郵便切手を追加していただくことがあります。
	不動産仮処分（占有移転禁止）	2	3					1330円		・債務者が1名増すごとに、1220円分の郵便切手を追加してください。
保護命令	保護命令	4	7	1			8	2950円		
労働審判	労働審判	5		8			20	3500円	3000円 （※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。）	相手方が1名増すごとに次の郵便切手を追加（内訳）500円×5、100円×8、10円×20 ※現金・電子納付する場合は、相手方1名増すごとに予納金2000円追加 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、高知地裁会計課まで持参、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事非訟	所有者不明土地等管理命令	8	10	5	5	5	5	6000円	備考欄のとおり	・予納金の額は予定される管理事務等によって異なるため、申立て後にご連絡します。
その他手続	控訴提起	8	25	10			10	7850円	7050円 （※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。）	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1220円分を追加（内訳）500円×2、110円×2 ※現金・電子納付する場合は、当事者が1名増すごとに予納金1220円追加 ※代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計算します。 ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、高知地裁会計課まで持参、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	上告提起	8	25	10			10	7850円		※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1220円分を追加（内訳）500円×2、110円×2 ※現金・電子納付する場合は、当事者が1名増すごとに予納金1220円追加 ※代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計算します。
	抗告提起（当事者対立構造がない事件）	2	3			3	3	1420円		告知すべき者が1名増すごとに左記枚数の郵便切手を追加
	抗告提起（当事者対立構造がある事件）	4	4			4	4	2560円		当事者が1名増すごとに左記枚数の郵便切手を追加
	再審	4	4			4	4	2560円		当事者が1名増すごとに左記枚数の郵便切手を追加 ※代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計算します。

債権差押申立ての添付郵券額一覧表（執行費用計上可能額）

※ 申立人（第三債務者3名までは）110円固定、債務者 1, 220円ずつ、第三債務者（陳述催告あり） 1, 880円ずつ加算

※申立人用書類を裁判所に取りに来る場合は切手（110円）不要（執行費用計上不可）

当事者数	切手	枚数	合計額
申立人 1名	110	× 1 組	¥3,210
債務者 1名	1,220	× 1 組	
第三債務者 1名	1,290	× 1 組	
陳述催告あり	590	× 1 組	
申立人 1名	110	× 1 組	¥5,090
債務者 1名	1,220	× 1 組	
第三債務者 2名	1,290	× 2 組	
陳述催告あり	590	× 2 組	
申立人 1名	110	× 1 組	¥6,970
債務者 1名	1,220	× 1 組	
第三債務者 3名	1,290	× 3 組	
陳述催告あり	590	× 3 組	
第三債務者が4名以上の場合は、上記を参考に切手の額を増やしてください。申立人への送付費用は添付する目録等の枚数によるので、110円分に70円分を添えて提出してください。使用しなかった場合は返還します。（執行費用計上額は、110円円でお願いします。）			
申立人 1名	110	× 1 組	¥4,430
債務者 2名	1,220	× 2 組	
第三債務者 1名	1,290	× 1 組	
陳述催告あり	590	× 1 組	
申立人 1名	110	× 1 組	¥6,310
債務者 2名	1,220	× 2 組	
第三債務者 2名	1,290	× 2 組	
陳述催告あり	590	× 2 組	

高知地方裁判所本庁 TEL 088-822-0396

須崎支部 TEL 0889-42-0046

安芸支部 TEL 0887-35-2065

中村支部 TEL 0880-35-3007

※ 添付する目録の枚数によっては、郵便料金が増える場合があるので注意してください。

倒産事件申立手数料・予納金・予納郵券一覧表

※ 弁護士による申立て・司法書士による申立書作成による申立てについては、債権者一覧表記載の債権者及び申立人に支払義務のある者の宛名ラベルの添付をお願いします。

※ 支部での申立時には、この一覧表に記載の予納郵券に加え、別途郵便切手が必要となる場合がありますので、申立時に御確認ください。

1 破産・同時廃止事件

印 紙 1, 500円 (免責分含む)

予 納 金 11, 859円

※ 破産管財事件として進行する場合には、原則21万円の追加予納を要する。

予納郵券 110円×債権者数(滞納公租公課庁を含む。)

ただし、同時廃止決定、免責許可決定を弁護士、司法書士(送達受取人)が郵送希望する場合は、
110円×(債権者数(滞納公租公課庁を含む。)+2)

※ なお、郵送の場合は、保管金提出書等送付用として、弁護士・司法書士(送達受取人)には110円×1組を追加。

2 破産管財人選任事件

※ 申立書副本添付のこと

印 紙 法人1, 000円 個人1, 500円

予 納 金 裁判官の指示による(法人・最低22万円, 個人・最低22万1000円)

予納郵券 110円×(債権者数×2組+債務者数+25組), 10円×40枚

3 債権者申立破産事件

※ 申立書副本を添付のこと

印 紙 20, 000円

予 納 金 裁判官の指示による(最低100万円)

予納郵券 110円×(債権者数+債務者数+50)組以上, 1, 220円を5組

4 通常再生事件

※ 申立書副本添付のこと

印 紙 10, 000円

予 納 金	負債総額	5000万円未満	160万円, 5000万円以上	240万円
		1億円以上	320万円, 5億円以上	400万円
		10億円以上	480万円, 50億円以上	560万円

予納郵券 110円×(債権者数+20)組×2, 10円×(債権者数+20)組,
100円×(債権者数+20)組

5 個人再生事件

※ 個人再生委員を選任する場合には、申立書副本添付のこと

印 紙 10, 000円

予 納 金 個人再生委員を選任しない場合 13, 744円

個人再生委員を選任する場合 上記に加えて16万円以上

予納郵券 110円×(債権者数×4)組, 180円×1組

申立以降、弁護士や司法書士の関与のない申立ての場合は、1, 220円を1組追加

6 特別清算事件

※ 監督委員を選任する場合には、申立書副本添付のこと

印 紙 20, 000円

予納金 (1) 個別和解型 9, 632円

(2) 協定型 108万円(ただし、うち100万円は破産移行後の予納金相当額)

予納郵券 1, 220円を1組, 110円×10組